

## 第2回 岬町子ども・子育て会議 会議録（要旨）

と き：平成26年3月28日（金） 午後3時00分～

ところ：岬町子育て支援センター会議室

- ・資料の確認
- ・委員の出席状況の報告
- ・情報公開にもとづく傍聴申出の許可確認

（開会）

（会長） 次第に従って、事務局より「子育て支援に関するアンケート調査結果について」の報告をお願いします。

（事務局）「岬町子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」（要約版）の内容を報告

（会長） いまの報告に対して質問はありますか。

では私から質問したいのですが、祖父母など子育ての支援者が近くにいる人といない人とでは回答結果の違いはありますか。また、全体的に岬町の傾向として言えることがありますか。

（事務局） 支援者が近くにいるかどうかのクロス集計を行っていないので、その点についてははっきりとしたことは今の段階では言えません。

岬町の傾向としては、一般的に他市町では専業主婦のほうが共働きの人よりも子育てに対する負担感が大きい傾向がありますが、岬町はそういった負担感が比較的小さくて、子育てしやすい環境である印象を受けました。

（会長） 他に質問はありませんか。

（委員） 20 ページに学童保育の利用実態が記載されていますが、親の就労状況による違いはどうでしょうか。

（事務局） 親の就労状況別のクロス集計を本日の要約版に載せていませんので、改めてご報告します。

（委員） このアンケートの対象は健常児のみですか。

（事務局） 町内の小学生以下の子ども全数が対象なので、障がい児・健常児の区別はしていません。

（委員） 障がい児と健常児によってサービスの利用実態やニーズの違いはわかりますか。子育て支援サービスの利用実態の違いが分かるような設問もあればよかったですと思いました。

（委員） 看護師を配置した障がい児対象の子育て支援サービスは町内にはありますか。

（委員） こぐま園が岬町の障がい児通園施設です。そこには保育所との兼務になりますが看護師も配置されています。

（会長） 学齢期における障がい児の居場所づくりも重要なテーマですね。

- (事務局) 町では学齢期の障がい児を対象にした日中一時支援サービスを実施しています。報告書の 40 ページの自由記述のなかにも意見が挙げられていますが、学童保育は特別支援学校通学児も利用は可能です。
- (会長) 最近では発達障がい児の支援の必要性の声もあります。
- (事務局) こぐま園では発達障がいも含めた相談体制を設けています。
- (委員) 発達障がい児の対応は、身体障がい児が中心のこぐま園では難しいではありませんか。
- (事務局) 一般的に発達障がいそのものが理解されにくいと言われていています。子ども一人ひとりの発達にとって、どのような環境で養育するのが良いのか一概には言えない点が難しいです。
- (委員) 障がい児を持つ親は、その子の世話をするために仕事に就けず結果として生活保護を受けざるを得ないということもあります。預け先があれば親は仕事に就けるので、複数の障がい児を預かれる環境を作れば、行政としても保護費の軽減になるのではないのでしょうか。
- (事務局) 「愛の家」は、就学～18 歳までの知的障がい児を受け入れる施設ですが、入所のみです。その子にとって、どの施設で支援するのが良いのかはよく考える必要があります。
- (委員) 報告書のなかで保育サービスの利用時間を長くしてほしいという希望が現れていました。幼稚園児を持つ保護者として PTA 活動に参加していますが、私のまわりでは近くに住む親に上手に預けて、PTA 活動に参加している人が多いと感じます。私自身は、どちらの親も離れているので預けることができず、自分で何とかしないと覚悟を決めて子育てをしてきましたが、岬町では、親をうまく頼ってストレスを抱え込まずに子育てしているお母さんが多いと実感しています。
- (事務局) この場を借りてご報告しますと、平成 26 年度から、保育園・幼稚園とも保育時間の延長を実施します。保育園が 7 時～19 時、幼稚園が 16 時までとなります。
- (委員) 延長される時間には追加の費用がかかるのですか。
- (事務局) 保育園では追加料金はかかりません。
- (委員) 私立幼稚園を運営していますが、大阪府から 1 日 11 時間の保育体制をとるようによろしく要請があり、その体制に踏み切っています。現実には 18 時を過ぎると利用者はいません。朝は一番早く来る子で 7:30 からです。大阪府からは、長時間預かり保育の加算があるので経営的には踏み切れたのですが、先生の労働条件を保持しながら配置するのが難しいです。
- 始めはとまどいでしたが、やり始めると 11 時間すべての時間に配置しなくても対応できることが分かりました。
- (事務局) いつから実施されているのですか。
- (委員) 2 年前からです。母子家庭で朝早くから出勤する人もいるので親御さんには安心されていると思います。
- (委員) 今はまだ大丈夫ですが、これから先はもっと子どもが減っていきます。そのときのこととも考えておく必要があります。
- (委員) 保育時間の延長もありがたいですが、働く親にとって一番必要とされているのは「病

児・病後児保育」ではないでしょうか。阪南市のファミリーサポートセンターでも、そのニーズが大きいと聞きました。親は病気の子どもを置いて仕事に行けないので、ファミリーサポートセンターがあると一番良いのですが、岬町にはまだないので、その点はどうでしょうか。

(事務局) 町としては、まずはニーズの高い保育時間の延長を予算化しました。「病児・病後児保育」の対応については、次の段階で考えていきたいと思っています。

「病児・病後児保育」の体制には専用スペースの設置や看護師の配置が必要なので、大阪府内でも実施している町は少ないのが実態です。医療機関との連携も必要となります。

(委員) 町としては、今後考えていく方向ということですね。

(会長) 次の議題に移ります。「今後の量の見込みについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 「今後の量の見込みについて」の資料にもとづき説明

(会長) 今の説明に対して質問はありませんか。

(事務局) 説明に補足します。子ども・子育て支援計画は平成 27 年～31 年が計画期間ですが、「量の見込み」を算出する主な目的は待機児童数を把握する指標と言えます。表中の 1 号～3 号認定というのは今回の法改正で示された区分です。これまでは、幼稚園と保育所は、受付窓口が教育部門と保育部門で別々だったものが、平成 27 年度からは、窓口が 1 つになり、保育の必要度に応じて、町が 1 号～3 号の認定を行う仕組みになります。

(委員) 資料 2 のなかで幼稚園の実績は私立幼稚園を含みますか。

(事務局) この表の数字は公立のみです。

(事務局) 現在、保育所入所を希望する人は調整せずに希望通り入れるようになっています。

(会長) 数の上では待機児童はいないということですね。他に質問、意見がなければ次に進みます。

(事務局) その他として 3 つあります。

1 点目は前回の会議で町内に認定こども園がないのでイメージがつかめないという意見がありましたので、認定こども園がどのようなものかの資料を用意しました。能勢町と高石市にある、いずれも幼保連携型の認定こども園で子どもたちの 1 日の生活の流れが分かる資料です。

9 時から 14 時の間は、幼稚園の子ども保育園の子ども同じ幼保共通プログラムで保育を受けて、9 時以前及び 14 時以降は保育園の子どもだけが園で過ごすということになります。

こども園のメリットとして、同年齢の子どもが同じ活動を行える、幼稚園教諭と保育士と一緒に仕事をする事で質の向上が図られる、といったことが他市の調査で公表されています。

2 点目は、本日資料として配布した第 1 回会議録の確認をお願いします。情報公開制度に基づき、町のホームページ上で公表しますので、発言主旨と異なる点があれば事務局までお知らせください。

3 点目は、平成 26 年度子ども・子育て会議についてですが、委員構成は今年度と同様で会議を開催したいので、来年度も継続して委員をお願いします。

来年度のスケジュールとしては、9月を目途に計画案を完成するようにと大阪府からの指示が出ています。それまでに2～3回の会議を招集して、事務局が提示するたたき台をもとに意見をいただきたいと思います。

9月というのは、大阪府と協議するのがこの時期ということで、協議ののち計画案を修正、パブリックコメントにかけて、最終的に計画を策定という流れになります。最後に、事務局の異動の報告をします。課長と担当者が異動することになりましたが、後任への引継はきちんと行いますので、これまで同様引き続きよろしくお願ひします。

(会長) 他に質問がなければ、本日は閉会とします。

午後4時40分 (閉会)